

東広島市教育委員会定例会（令和元年7月）議事録【公開】

1 日 時 令和元年7月25日（木）午後1時40分～午後5時20分

2 出席者

（1）教育長 津森教育長

（2）委員 渡部教育長職務代理人、坂越委員、織田委員、長嶋委員、京極委員

（3）事務局 【学校教育部】

大垣学校教育部長、直井学校教育部次長兼教育総務課長、池田学校教育部次長兼学事課長、田中教育調整監、本越学校教育部次長兼東広島北部学校給食センター所長、小川指導課長、小島青少年育成課長、垣田東広島学校給食センター所長、吉井安芸津学校給食センター所長、田坂教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長、田川指導主事、高橋指導主事

【生涯学習部】

國廣生涯学習部長、鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長、丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長、岡田生涯学習部次長兼文化課長、諏訪黒瀬生涯学習センター長、佐々木福富生涯学習支援センター長、松浦豊栄生涯学習センター長、本越河内生涯学習支援センター長、福永生涯学習課課長補佐兼学習総務係長兼管理係長

（4）書記 奥田主査

3 場 所 北館 会議室201

4 議 題

（1）報告事項

報告第42号 幼児教育・保育の無償化について

報告第43号 けんみん文化祭ひろしまの開催について

（2）議案事項

議案第21号 令和2年度使用小中学校教科用図書の採択について【非公開】

議案第22号 令和4年度以降の東広島市成人を祝う会の開催方針について

議案第23号 東広島市指定文化財の指定名称の変更について

（3）その他

次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後1時40分

○ 津森教育長：それでは、定足数に達しておりますので、令和元年7月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、織田委員と長嶋委員でございます。どうぞよろしくお願いたします。

先週は3名の委員さんに市町教育委員会連合会の中国大会の研修会に参加していただきました。ありがとうございました。

本日の会議の進行でございますが、議案第21号は教科用図書の採択に関する事として、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第5号に当たるため、非公開として審議したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

それでは、議案第21号は非公開として審議することに決定いたします。

また、議案第21号につきましては、関係職員のみが説明員となるため、全ての報告、その他に続いて最後に提案させていただきます。よろしくお願いたします。

本日の傍聴希望はございますか。

- 直井学校教育部長兼教育総務課長：中国新聞の堅次記者、傍聴希望でいらっしゃっています。
- 津森教育長：それでは、教育委員会傍聴人規則の注意事項を遵守していただくことを条件に、傍聴を許可いたします。  
暫時休憩いたします。  
(休憩)
- 津森教育長：再開いたします。

#### 報告第42号 幼児教育・保育の無償化について

- 津森教育長：それでは、報告事項からですが、報告第42号幼児教育・保育の無償化について説明をお願いいたします。
- 池田学校教育部長兼学事課長：それでは、本日お配りをしているんですけども、3枚の資料で、一番上にあるカラー刷りの資料をご覧ください。  
幼児教育・保育の無償化についてご説明申し上げます。  
まず、子ども・子育て支援新制度の概要をご説明いたします。  
このカラー刷りを見ていただければと思うんですけども、この新制度には4つの事業があります。ここの四角に囲んである黄色の部分とその右側にある青い四角の部分と、そしてその横にある紫の部分と、そして最後、橙色の薄い色の部分、この4つの事業がございます。そのうち、左側から3つの字が、この黄色い上に書いてあるんですけども、子どものための教育、保育給付というもの、そしてその右側、子育てのための施設等利用給付というもの、そしてその右側の紫の地域子ども・子育て支援事業、その紫のところがいわゆる市町で主に実施する事業でございます。  
まず、一番左の黄色の子どものための教育、保育給付というものにつきましては、これは既存の制度でありまして、公立の保育所、あるいは認定こども園、そして本市で言えば、市立の幼稚園2園ありますので、そういった幼稚園等が該当いたします。  
このたびの改正法の施行により新たに加えられたのが、その右側の青い四角の部分の事業と、そして紫のところの1の下線分、下のほうに下線を引いてある4行があると思うんですけども、これは低所得者世帯等の子どもの食材費で、副食費で

すけど、いわゆるおかずです、このお金に関する助成についての支給が新たに加えられますというのが主な制度の概要でございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、主な部分をピックアップしながらご説明をしたいと思います。

まず、1、この制度の、新制度の目的でございますけども、これは2行目に書いてありますように、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るところが主なところでございます。

先ほどの概略図でお示しましたように、本市、市町村が実施する無償化のための事業は大きく3つの柱があります。それが先ほどの黄色と青と紫の囲みのところでございます。

1つ目が、子どものための教育、保育給付としてそこに①に書いてありますけども、ア、施設型給付費でございます。これは、市内の公立保育所、認定こども園で市立の幼稚園はここに位置づけられております。今まで既存の事業でございましたけども、このたびの改正法によって10月からこの市立の幼稚園2園に入る園児も無償になります。

続きまして、2つ目が子育てのための施設等利用給付ですけれども、イ、施設等利用費というのがあると思います。これが新たに設けられた事業でございます。こちらは、当時子ども・子育て支援法の対象外だった従来の就学助成を受ける、いわゆる今までの私立幼稚園や特別支援学校、あるいは国立大学附属幼稚園、そうした幼稚園も給付の対象となります。加えて、私立幼稚園で大体子どもたちを見る時間が2時ぐらいまで決まっているんですけど、その後ご家庭の都合で預かり保育というのがあると思うんですが、そこらにかかるお金についても対象になってまいります。

3点目ですけども、②になるんですけども、その他の子ども及び子どもを養育しているものに必要な支援として、地域子ども・子育て支援事業というのがございます。これについては、基本的に食材費は徴収することになっているんですけども、これは所得の制限とか第何子の子どもというのがあるんですけども、そういったところが該当するご家庭のことについては、その補助が出るようになっております。

今度は縦、(5)をご覧ください。対象者についてですけども、①の子ども・子育て支援給付につきましては、3歳から5歳までの小学校、中学校までの子ども、学事課関係は該当ないんですけども、0歳から2歳までの住民税非課税の世帯の子どもで、市の認定を受けた者も対象になります。

また、②の1、食材費の副食費に関するおかず代の補足給付事業につきましては、先ほど所得ということを行いましたけども、年収360万円未満相当の世帯の子どもさん、それと第3子以降の子どもさんが対象になります。

続いて、(6)の給付内容ですけども、①子ども・子育て支援給付の中のア、施設型給付につきましては、これも繰り返しますけども、公立の2園が該当いたしますが、利用料、そこに行く子どもたちの利用料は無償になります。

次に、イ、施設等利用費、これと似たような名前、給付費と利用料の違いですが、これは、繰り返しますけれども、私立幼稚園と国立大の広大附属幼稚園が該当しますが、これは保育料が各幼稚園によって違うんですけども、月額上限が決まっております、2万5,700円が無償になります。それを超える場合は負担していただくということになります。国立大学の幼稚園は8,700円ということが上限になります。

続いて、2のうち、学事課が関係しているものを絞って説明をさせていただきます。

市立幼稚園は、八本松中央幼稚園と御菌宇幼稚園、2園あります。私立幼稚園、国立大学幼稚園について絞って説明をさせていただきます。

(1)の市立、公立幼稚園についてですけども、給付の種類は施設型給付費という、先ほどのアに該当いたしまして、対象は3歳から5歳までの小学校就学前の子どもで、市の認定を受けたもので、該当する人数ですけども、約200人おります。

食材費の副食費に対する助成ですけども、年収360万円未満相当の世帯の子ども及び第3子以降の子どもが対象で、大体見込みとして30人ぐらいおります。

続きまして、私立幼稚園、国立大附属幼稚園ですけども、これは施設等利用費ということになりまして、対象者は3歳から5歳までの子どもで、認定を受けたものですけども、該当する幼稚園が7園本市にはございます。それと、国立大学附属幼稚園、合わせて園児の数が約1,400人おりますので、それが該当すると見込んでおります。

食材費などの副食費、おかず代に関する助成ですけども、先ほどと同じような条件で360万円未満相当で、第3子以降の子どもが対象で、約190人ございます。

申請及び給付の方法ですけども、保護者から給付認定申請書を利用している、施設を通して申請していただいている、今通っている幼稚園にその申請書を出していただいて、それを本市が受け取って審査し、認定通知を行った後、給付するという形になります。予算措置は、そこに書いてありますように、2億2,159万8,000円を措置しております。

(5)の経費の負担ですけども、子ども・子育て支援給付に関しましては、国が2分の1、県と市で4分の1ずつとしておりますけども、公立施設、市立の幼稚園につきましても、市が全部そのお金については負担ということになります。

補足給付事業につきましても、国、県、市で3分の1ずつの負担となっております。ただし、令和元年度に限り、費用負担分につきましても、全額国費で賄うこととされております。

(6)、3枚目です、今後の予定ですけども、今言ったような申請は、保育所や認定こども園もありますので、保育課と連携をしながら、ここに書いてある要件に沿って給付に向けて手続の処理をしていくということでございます。

最後に、3の事業の推進に対してですけども、この件に係る所掌事務につきましても、子ども・子育て支援法では、市または市長が行うこととされておりますの

で、基本的には主に保育課ということになるんですけども、市長から教育委員会の職員への補助執行として市立幼稚園、あるいは先ほどの該当する7園の私立の幼稚園、国立大学附属幼稚園に係る事務の一部を当課が実施するというようにしております。

説明は以上でございます。

○ 津森教育長：ありがとうございました。

ただいまのことにつきましてご意見、ご質問がありましたらお願いします。  
特にございませんか。

#### 報告第43号 けんみん文化祭ひろしまの開催について

○ 津森教育長：それでは、報告第43号けんみん文化祭ひろしまの開催について説明をお願いします。

○ 岡田生涯学習部次長兼文化課長：それでは、事前に配付いたしておりますホッチキスでとめた資料の報告事項の1ページをご覧ください。

報告第43号けんみん文化祭ひろしまの開催についてご報告いたします。

項番1、趣旨です。

けんみん文化祭ひろしまは、広島県の豊かな自然と伝統に育まれた文化の発掘、継承、育成を図るとともに、新たなひろしま文化の創造を目指して県内各地で開催されます。

項番4のとおり、けんみん文化祭は(1)の地区フェスティバル、これは県内8つの地区で開催されるもので、地区内のさまざまな分野の演目が実演されるものです。それと、(2)の分野別フェスティバル、これは県内一円を対象とした大会として分野ごとに開催されるイベントの2種類があります。以前は、東広島市では、地区別フェスティバルを毎年開催し、分野別フェスティバルは数年置きに開催していましたが、昨年度からこの2つのフェスティバルを毎年開催することとしております。

詳細を説明します。

(1)地区別フェスティバルは、けんみん文化祭'19東広島地区フェスティバルとして、東広島芸術文化ホールくららを会場に令和元年9月28日から9月29日の両日開催します。市内で活動する民謡、舞踊、合唱、和太鼓などの活動団体が出演し、日ごろの活動成果を披露するとともに、文芸展示も行われます。

(2)分野別フェスティバルは、けんみん文化祭'19大正琴・新舞踊の祭典として、黒瀬生涯学習センターを会場に、県内から選ばれた大正琴、新舞踊それぞれ約10団体が出演し、令和元年10月20日日曜日に開催いたします。

けんみん文化祭ひろしまの開催については以上でございます。

○ 津森教育長：ありがとうございました。

ただいまのけんみん文化祭ひろしまの開催につきまして、9月、10月にいずれも開催するというところでございます。何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、議案の審議に移ります。

- 津森教育長：ありがとうございました。

ただいまのけんみん文化祭ひろしまの開催につきまして、9月、10月にいずれも開催するというところでございます。何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、議案の審議に移ります。

#### 議案第22号 令和4年度以降の東広島市成人を祝う会の開催方針について

- 津森教育長：議案第22号令和4年度以降の東広島市成人を祝う会の開催方針についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

- 鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長：それでは、令和4年度以降の東広島市成人を祝う会の開催方針についてご説明させていただきます。

議案資料の3ページ、議案第22号令和4年度以降の東広島市成人を祝う会の開催方針についてご説明します。

1の提案理由でございますが、本件は本年4月の定例会でご報告し、その後検討を進めてまいったもので、今回議案として提出するものでございます。

5ページ、説明資料をご覧ください。

1の背景でございますが、令和4年4月から民法の一部改正に伴いまして、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成人式の実施については、法律で定められているものはございませんが、現在各地方自治体の判断で行われているものでございます。参加者は、衣装予約等の関係で、2年から3年前から準備される方が多いため、令和4年度の3年前に当たる今年度に方針の決定が必要と考えております。

3の比較検討でございますが、18歳で実施した場合、ほとんどの対象者が高校在学中であり、受験や就職等、進路選択の時期と重なるため、出席に支障があると考えられます。一方で、20歳での実施は既に定着しているものと考えられます。

4のアンケート結果でございます。

(1) 県内他市町につきましては、まだ方針表明をされたところはございませんけれども、今年度中の決定を予定している市町は4つございました。

(2) 今年度の成人を祝う会実行委員に、何歳で成人式を行うのが望ましいかをアンケートを実施したところ、多くの委員が20歳と回答いたしました。

(3) 日本財団が全国的に実施したアンケートについても同様に、多くが20歳と回答しているところでございます。

5、県外他自治体の表明状況でございます。

対象年齢について表明している自治体は、京都市を初め、いずれも20歳での開催を表明しています。主な理由は、進学や就職の時期と重なることを理由とした教育的配慮としているところでございます。

6の結論でございますが、以上から18歳を対象とした成人式は、民法上、成年年

齢の時期と一致いたしますけれども、対象者の多くが進学や就職など、進路選択の時期と重なるため、令和4年度以降についても、当分の間でございますが、20歳を対象とした成人式、仮称でございますけれども、20歳のつどいを開催する方針とするものでございます。

説明は以上でございます。

- 津森教育長：ありがとうございました。  
ただいまの議案第22号令和4年度以降の東広島市成人を祝う会の開催方針についてご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 坂越委員：特に20歳なら20歳でも、それはそれだと思ふ、ちょっと聞いてみるということで、こういう案件こそ学校でやったらどうですか。
- 鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長：ご質問いただきましたことについては、現段階ではちょっと実施はしていないところです。
- 坂越委員：今年の実行委員会、14人に聞きましたとかって言っても、成人式に来る人数からいうとごく限られるじゃないですか。やっぱり市がこういう方針だというときに、バックのエビデンスがあったほうがよりそうだねっていう話になるんじゃないかなと思ったのでちょっと伺ってみました。
- 鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長：先ほどの説明資料でも少し触れておりますけれども、4のアンケート結果というところの(3)でございますけれども、日本財団より、財団で実施した20歳、18歳の意識調査、今年実施されたものでございますけれども、全国の17歳から19歳の男女800人に対して何歳がふさわしいかという質問を投げかけておまして、その結果をもちまして、20歳と回答された方が75%いらっしゃるということもございます。
- 織田委員：他の市町村の関係もあって、本市だけが18歳っていうのもメリットやデメリットがあるようです。20歳のつどいとなれば、今から内容の検討が必要だと思います。
- 鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長：今後の開催については、その都度実行委員等を踏まえて、決めてまいりたいと考えております。
- 津森教育長：ほかには、ご意見はありますか。
- 京極委員：難しいですね。常識的に考えたら、今のままだと思いますけど。
- 津森教育長：方針を決定したポイントを変えるということは難しいとは思いますが、絶対的というわけではないですから、要は公表した後のいろんなご意見についても留意はして、まだ日にちがありますので、考えられるかなとは思いますが。  
その他いかがでしょうか。  
なければ、原案のとおりの方針として可決することとしてよろしいでしょうか。  
では、原案のとおり決定いたします。  
今後の流れはどうなってるんですか。
- 鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長：今後の流れといたしましては、可決いただいた旨を市長に報告いたしまして、市長から市民の皆様にお知らせできればと考えてい

るところでございます。

- 津森教育長：ありがとうございます。

#### 議案第23号 東広島市指定文化財の指定名称の変更について

- 津森教育長：では、次に議案第23号に参ります。

東広島市指定文化財の指定名称の変更についてを議題といたします。  
説明をお願いします。

- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：それでは、6ページをご覧ください。

議案第23号東広島市指定文化財の指定名称の変更について説明いたします。  
項番1、提案理由です。

東広島市文化財保護審議会から、東広島市天然記念物の名称を変更することが妥当との答申を受けた物件について、この議案を提出するものです。

項番2、指定名称を変更する文化財は1件です。

東広島市天然記念物のカスミサンショウウオは、昭和61年11月5日に旧豊栄町で指定され、市町村合併によって平成25年4月18日に指定範囲を東広島市内一円として変更しております。

項番3、指定名称を変更する期日は、本日議決いただきましたら、本日したいと思っております。

8ページをご覧ください。

7月3日に開催いたしました市文化財保護審議会におきまして、名称変更が妥当との答申を得ております。

9ページをご覧ください。

東広島市指定調書になります。

少し詳しい内容が書いてありますので、要約して説明させていただきます。

名称、アキサンショウウオについての調書です。

本件は、東広島市天然記念物に指定されているカスミサンショウウオがアキサンショウウオに名称変更されるというものです。カスミサンショウウオは日本固有種で、止水性、いわゆる湿地など余り流れのない水域にいます小型、おおむね15センチ程度のサンショウウオの代表種です。分布域が局限されるため、ある程度決まっておりますので、その形態や生態は変異に富み、分類の再検討が必要とされています。

10ページをご覧ください。

長年の研究や最新の遺伝子情報に基づき、分類の再検討が行われました結果、カスミサンショウウオが、図にありますとおり、AからIまでの9種類に分類されることが判明しました。今後、カスミサンショウウオという名前につきましては、図のF、いわゆる九州地方にあります生息する種類のみ呼ぶこととなります。東広島市域に生息している種類については、令和元年6月4日に日本爬虫両棲類学会によってアキサンショウウオとの名前が新設されました。



11ページをご覧ください。

アキサンショウウオと命名されてはおりますが、アキサンショウウオの中にも大きく3種類の型があると言われるとおり、これは記載の通り、広島型、三次型、移行型があります。遺伝子研究などの発展によって、将来的にはアキサンショウウオについてもさらに数種類に細分化される可能性はあるとのことでございます。

という状況でございますが、本市のカスミサンショウウオは、現時点ではアキサンショウウオと新種記載に命名されておりますので、市指定天然記念物のカスミサンショウウオを、アキサンショウウオと名称変更し、引き続き市の天然記念物として種の指定が適当と考えられるものでございます。

説明は以上でございます。

- 津森教育長：ありがとうございました。

ただいまの議案第23号指定文化財の名称の変更についてですが、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

- 渡部教育長職務代理者：説明ありがとうございました。

このアキサンショウウオというのは、名称の変更という、これは学会でこのように認められたと、そういう理解でよろしいですか。

- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：はい、そういう理解で結構でございます。

- 渡部教育長職務代理者：今豊栄のほうで、サンショウウオを育てるところありますよね、あれがいわゆるアキサンショウウオと理解すればいいんですか。

- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：あれは全く別で、大型のもので、国の特別天然記念物のオオサンショウウオになりますので、それとは違う種類になります。

- 渡部教育長職務代理者：そうすると、棕梨川に生息しているサンショウウオは、これらのどっちですか。

- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：棕梨川に生息しているサンショウウオの中に、国の特別天然記念物のオオサンショウウオとこのアキサンショウウオもございます。

- 渡部教育長職務代理者：両方いるのですね。

- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：はい。

オオサンショウウオのほうがある程度特定された水系にいまして、それについて先般の豪雨で流されたものを何とか今調査をして、それを元に戻していこうということをしておりまして、このカスミサンショウウオ、改めアキサンショウウオは1つの水系ではなくて、ある程度ばらばらとした湿地帯におりますので、範囲的にこのあたりにいるというようなものでございます。

- 渡部教育長職務代理者：ありがとうございました。

- 津森教育長：ほかにございますか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、原案のとおり決定いたします。

- 津森教育長：それでは、その他に移りたいと思います。  
次回の教育委員会定例会の日程について説明をお願いいたします。
- 直井学校教育部長兼教育総務課長：次回、来月8月の教育委員会定例会の日程につきましては、第4木曜日が8月22日木曜日の15時からでお願いしたいというに考えております。  
また、その次の9月でございますけども、9月の第4木曜日が26日になりますけども、この日が決算特別委員会の日程とちょっと重なるということになりそうですので、26日の前後か前の週のどこかで日程調整をお願いできればと考えております。よろしくをお願いいたします。
- 津森教育長：では、来月は22日の15時、場所はここということ、これについてよろしいでしょうか。  
9月でございます。市議会の関係で、第4木曜日は難しい状況です。前後の日で全員がそろうように、24日火曜日はどうでしょうか。
- 委員：はい、よろしいです。
- 津森教育長：それでは、9月につきましては24日火曜日15時、場所はこちらで開会ということで、決めさせていただきます。  
その他、事務局から何かございますか。  
委員の皆さんから何かございますか。  
それでは、議案第21号につきましては、非公開とすることを議決しておりますので、傍聴人の方は退室してください。  
そして、議案第21号に移る前に、教育総務課、指導課以外の職員は退席をしてください。  
休憩します。  
(休憩)

閉会 午後5時20分